

長寿医療制度・国民健康保険からのお知らせ

◆ 手続・問い合わせ
住民課 国保年金班
☎ (84) 12114

長寿医療制度に加入している方

8月から保険証が新しくなります

平成20年4月からスタートした「長寿医療制度」(後期高齢者医療制度)が、2年目を迎えました。新しい保険証・窓口負担割合・保険料の軽減や納付方法についてお知らせします。

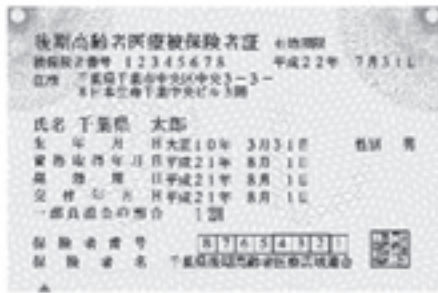
長寿医療制度の新しい保険証が届きます

8月1日から新しい保険証(あずき色)に切り替わるため、7月中に新しい保険証をお届けします。期限の切れた保険証(みどり色)は使用できませんので、住民課 国保年金班へお返しください。

窓口での負担割合

お医者さんにかかる場合の窓口負担割合は、前年中の所得に応じて1割(一般の方)または3割(現役並み所得者)となります。

3割の保険証が届いた方で、申請により医療費が1割負担になる方には、「基準収入額適用



▲新保険証

申請書」を保険証と一緒に送りますので、7月中に保険証を添えて、住民課 国保年金班へ申請してください。

21年度の保険料

保険料は、長寿医療制度に加入している75歳以上(及び一定の障害がある65歳以上)の方全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所

得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

21年度の保険料は、前年中の収入を基に計算し、7月中にお知らせいたします。

〈保険料の軽減〉

次の要件に該当する方は、保険料が軽減されます。

- ① 世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
- ② 均等割額が8.5割軽減されます
- ③ ①の方で世帯内の75歳以上の方全員の年金収入が80万円以下で、他の所得がない世帯の方
- ④ 均等割額が9割軽減されます
- ⑤ 長寿医療制度に加入する直前は被用者保険(国民健康保険以外の健康保険)の被扶養者であった方

↓ 均等割額が9割軽減されます
↓ 年金収入が153万円(211万円までの方)
↓ 所得割額が5割軽減されます

保険料のお支払方法

○ 年金からの天引き
2カ月1度支給される年金

から保険料が天引きされます。年金からの天引きには特別な手続きの必要はありません。

※ 75歳の誕生日を迎えた方は、年金からの天引きの手続きが済むまでは納付書による支払いになります。

○ 納付書

年金の受け取りが年額18万円未満の方と、介護保険料と合わせた保険料額が年金の受け取り額の半分を超える方は、原則、

国民健康保険に加入している方

8月に高齢受給者証や限度額等認定証が更新されます

○ 高齢受給者証

高齢受給者証は、70歳から74歳までの方(後期高齢者医療の適用を受ける方を除く)に1割(現役並みの所得のある方は3割)の自己負担割合が記載され交付されています。

7月中に新しい高齢受給者証が郵送されますので、有効期限の切れた高齢受給者証は住民課 国保年金班に返却していただく

納付書による支払いとなります。

○ 口座振替

年金からの天引きと納付書払いを希望されない方は、指定の口座から保険料が引き落とされる口座振替を選択できます。口座振替をご希望される方は、金融機関へ口座振替依頼書の提出が必要となります。

手続きの詳しい内容については、住民課 国保年金班へお問い合わせください。

か、各自で責任をもって破棄してください。よろしくお願いします。

★これから70歳になる方へ

高齢受給者証は、誕生日の翌月70歳になった月に役場から高齢受給者証が郵送されますので、医療機関にかかるときは、「保険証」と「高齢受給者証」を必ず提示してください。